

山口きらら博記念公園指定管理者業務仕様書

山口きらら博記念公園の公園施設（以下「公園施設」という。）の管理運営について、指定管理者が行う業務の内容及びその基準は、山口きらら博記念公園指定管理者募集要項に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 山口きらら博記念公園の施設概要

- (1) 位 置 山口県山口市阿知須
- (2) 面 積 約 1 3 0 . 3 ha
- (3) 施設概要 資料 1 「山口きらら博記念公園 公園施設概要」のとおり

2 管理運営に当たっての基本方針

山口きらら博記念公園は、「山口きらら博」を記念するとともに、「新しい健康づくり文化」の創発拠点となる都市公園であり、水や緑などの豊かな自然環境の中で、公園を訪れるすべての人が「こころ」と「からだ」をリフレッシュできる開放的な空間を提供している。

また、令和 6 年 3 月に策定した「山口きらら博記念公園みらいビジョン」（以下「ビジョン」という。）に沿って、公園の交流拠点化に向けた取組を進めることとしている。

指定管理者は、山口きらら博記念公園の特性を踏まえた上で、当公園を広く県民の健全な利用に供し、行政の代行者として適正かつ公正な管理運営を行うと同時に、創意工夫を活かして、県民がより安全かつ快適に公園を利用できる環境を整えなければならないものとする。

3 公園施設の使用日及び使用時間

- (1) 山口県立都市公園条例（昭和 4 8 年山口県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に掲げる公園施設（以下「有料公園施設」という。）

有料公園施設の名称	使用日	使用時間
多目的ドーム	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日までの日	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
サッカー・ラグビー場		
スポーツ広場		午前 9 時から 午後 7 時まで
多目的広場		
ビーチバレー場		

水泳プール	1月4日から12月28日までの日 (月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日)を除く。)	(日曜日及び休日) 午前10時から午後5時まで で (その他の日) 午前10時から午後9時まで で
-------	---	--

※ 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、山口県の承認を受けて、使用日又は使用時間を変更することができる。この場合は、利用者に対してその旨周知を図ること。

(2) その他の公園施設

有料公園施設以外の公園施設については、基本的に1月4日から12月28日までの日の午前7時から午後10時まで使用に供するものとするが、下表に掲げる施設については、原則として、使用日又は使用時間を設けるものとする。なお、管理計画等の理由により変更する場合には、山口県に申し出て了承を得ること。

公園施設の名称	使用日又は使用時間	備考
きららメモリアル	午前8時30分から午後5時まで	
月の海(遊泳)	7月中旬から8月中旬までの日 午前9時30分から午後4時30分まで	
駐車場	午前7時から午後10時30分まで ※北駐車場は、大規模イベント開催時等に使用。	

4 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

ただし、応募者から収益施設等を設置する提案があり、都市公園法による「設置管理許可」(許可期間10年)として認められる場合には、指定管理者の指定期間を最長10年間まで設定することができることとします。

(設置管理許可の申請者には、応募者と協力して事業を実施する者も含む。)

5 指定管理者が行う業務及び業務の基準

指定管理者が行う業務及び業務の基準は、次のとおりとする。

(1) 公園施設の利用に関する業務

ア 公園施設の案内、利用受付業務

(ア) 公園利用者からの問い合わせについての案内及び対応

- a 利用者からの問い合わせについては、丁寧かつ適切な対応を行うこと。
- b 公園施設に関する要望又は苦情に対しては、誠意をもって対応し、その内容及び講じた措置を記録し、必要に応じて山口県に報告すること。

(イ) 有料公園施設の使用の受付

- a 有料公園施設及び器具等の使用については、公園施設使用許可申請書（指定管理者が定める任意の様式とする。ただし、山口県の下承を得ること。）により受け付けること。
- b 受付場所は、多目的ドーム及び水泳プールの2箇所とすること。ただし、この2箇所に加えて受付場所を設けることは差し支えない。
- c 競技会、イベント、集会等による専用使用の場合は、主催者と事前に使用する施設及びその範囲、使用時間、使用器具及び留意事項について打ち合わせを行うこと。
- d 公園における各種イベントの開催に当たって、申請段階から主催者との調整を入念に行うこと。

特に、大規模イベント開催時に公園周辺エリアで交通渋滞等が発生しないよう、主催者から事前に提出される計画書を精査し、必要な助言・改善要求を行うこと。

また、公園周辺エリアのみならず、交通拠点等への円滑な輸送を確保するため、関係機関と調整するよう促すこと。

(ウ) 都市公園内における行為許可の受付

- a 有料公園施設以外の園内で、次の行為をしようとする者がいる場合は、都市公園内行為許可申請書（指定管理者が定める任意の様式とする。ただし、山口県の下承を得ること。）により受け付けること。
 - (a) 物品の販売、宣伝、募金その他これらに類する行為をすること
 - (b) 業として写真又は映画を撮影すること
 - (c) 興行を行うこと
 - (d) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること
- b 受付場所は、多目的ドームとすること。ただし、これに加えて受付場所を設けることは差し支えない。

イ 利用指導・相談業務

(ア) 公園施設、器具・機材等の利用に係る指導・助言

- a 利用者からの問い合わせについては、丁寧かつ適切な対応を行うこと。
 - b 利用者の安全確保のため、競技用器具・機材等の設置につき必要に応じて立ち会うこと。
 - c 利用者が安全に公園施設を利用できるよう、指導・助言・支援を行うこと。
 - d 有料公園施設使用後の利用者に、貸出器具・用具の返却及び清掃の指示を行うこと。
- (イ) スポーツ競技及び文化活動等に係る指導・助言
利用者からの求めに応じて、丁寧かつ適切な対応を行うこと。
- (ウ) 公園施設の利用状況の巡視・指導
公園内を巡視し、公園利用者の利用状況を確認するとともに、安全管理上問題がある場合は、利用者に指導又は協力の要請を行うこと。
- ウ 利用者ニーズの把握
利用状況並びに利用者の意見及び満足度等を把握するため利用者アンケートを実施するなど、利用者のニーズの把握に努めること。
- エ 利用促進業務
山口きらら博記念公園の効用を最大限発揮するため、指定管理者は自らの運営ノウハウを活用し利用促進に努め、公園利用者の利便性向上を図るものとする。
- (ア) 啓発業務
スポーツ教室や文化活動教室等の自主事業の企画及び開催を行うこと。
- (イ) イベントの誘致・開催
県内外に公園の魅力を発信し、本公園の交流拠点化に資する1,000人以上の来場者が見込まれるイベントを積極的に誘致・開催すること。
- (ウ) 広報業務
公園の利用促進に効果のある宣伝広報を行うこと。
- a パンフレット等広報印刷物の作成・配布
 - b ホームページによる情報発信
 - c SNSを活用した情報発信
 - d 公園施設見学者への対応
 - e その他指定管理者が必要と認める広報業務
- (エ) 利用促進に係るサービスの提供
利用促進に係る各種サービスの提供を行うこと
サービス提供については、指定管理者の自由な発想に基づく創意工夫に委ねるので、特に基準は設定しない。ただし、新サービスの実施に当たっては法令又は条例上問題がないか確認する必要があるため、

事前に山口県と協議すること。

オ 利用調整業務

(ア) 使用申請の受付開始日は、下記の山口きらら博記念公園管理事務所の取扱いに準じ、大会の規模等に応じて段階的に設定すること。

区分			受付開始日
フィールド等	専用使用	県大会以上の各種大会	使用希望日が属する月の1年前の月の初日
		アマチュアスポーツ・文化使用 地域・学校等の各種大会	使用希望日が属する月の6月前の月の初日
		各種練習	使用希望日が属する月の3月前の月の初日
	集会・式典使用		使用希望日が属する月の6月前の月の初日
	興行・展示会・見本市使用		使用希望日が属する月の1年前の月の初日
個人使用			使用希望日が属する月の1月前の月の初日
附属施設及び器具			フィールド等申込みに同じただし、附属施設のみを使用する場合には、使用希望日が属する月の2月前の月の初日から

(イ) (ア) にかかわらず、県又は県が主体となった実行委員会等が主催する大規模な大会等については、優先的に使用できるよう利用調整を行うこと。

カ 水泳プール管理運營業務

水泳プールにおける事故防止のため適切な監視体制をとるなど、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。安全管理業務の実施に当たっては、「警備業法」(昭和47年法律第117号)を遵守し、「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省)及び資料10「水泳プール監視マニュアル」を参考とすること。

キ 月の海運營業務

月の海の遊泳期間中における事故防止のため、適切な監視体制をとること。業務の実施に当たっては、資料11「月の海運営マニュアル」を参考とすること。

なお、資料12「山口きらら博記念公園における設置・管理許可一覧

表」の「アクティブテラスきららいず」の管理者は、遊泳期間中においてもアクティビティ活動を実施するため、「アクティブテラスきららいず」が行う監視活動との責任の所在を明確にするなど、十分調整を図ること。

ク その他

- (ア) 資料2「山口きらら博記念公園管理運営に当たっての特記事項（以下「特記事項」という。）に留意すること。
- (イ) その他公園施設利用者の利用に係る業務を行うこと。
- (ウ) 公園施設に関する行政機関等からの調査及び照会に回答すること。

(2) 許可に関する業務

ア 有料公園施設の使用許可

- (ア) 条例第7条第1項の規定に基づき、有料公園施設の使用の許可についての申請（5（1）ア（イ））に対して許可又は不許可の決定をすること。
- (イ) 許可又は不許可の決定に当たっては、次の場合を除き許可を与えるものとする。
 - a 使用目的又は使用形態が違法又は公序良俗に反するおそれがある場合。
 - b 公園施設又は設備を損傷するおそれがある場合。
 - c 他の使用者の使用を妨げるおそれがある場合。
 - d 使用目的又は使用形態が公園内での禁止事項に抵触する場合。
 - e 公園施設等の利用料金又は電気料等の実費相当額を滞納している場合。
 - f その他公園の管理運営に多大な支障を生じるおそれがある場合。
- (ウ) 許可又は不許可の決定に当たっては、公園が公の施設であることに鑑み、公園利用者に不当な又は不平等な取扱いをすることのないよう留意することとし、許可をするかどうかを判断することが困難な案件については山口県と協議すること。
- (エ) 許可に当たっては、公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができるものとする。
- (オ) 個人使用の場合は、許可書の交付を省略して差し支えない。

イ 都市公園内における行為許可

- (ア) 条例第3条第1項の規定に基づき、都市公園内における行為の許可についての申請（5（1）ア（ウ）に係る申請）に対して許可又は不許可の決定をすること。
- (イ) 許可又は不許可の決定に当たっては、次の場合を除き許可を与えるものとする。
 - a 公益を害するおそれがあると認められるとき。

- (a) 法令に反する行為があると認められるとき。
 - (b) 青少年の健全育成を害する行為と認められるとき。
 - (c) 反社会的とみなされる者が主催し、又は参加するとき。
 - (d) 騒音等、周辺住民や周辺施設での環境を害するおそれがあるとき。
 - (e) 公園の良好なイメージを損なうおそれがあるとき。
 - (f) 利用目的が、公園の設置目的に沿わないとき。
 - (g) その他利用目的が公序良俗に反する等、適当と認められないとき。
- b 都市公園の管理上支障があると認められるとき。
- (a) 使用目的が明確な施設（駐車場、遊具施設内、休憩棟内等）での目的外行為。
 - (b) 公園施設に損傷、汚損又は障害を与えるおそれがあると認められる行為。
 - (c) 大会、展示会、式典等、他の利用を妨げるとき。ただし、他の主催者の了解を得た場合を除く。
 - (d) 安全管理対策が十分講じられていないとき。
 - (e) その他公園の管理運営に支障を生じるおそれがあると認められるとき。
- (ウ) 許可又は不許可の決定に当たっては、公園施設の設置目的に照らしての妥当性と公園利用者の利便性向上又は公園管理に与える影響を比較衡量の上決定し、許可をするかどうかを判断することが困難な案件については山口県と協議すること。また、新規の行為許可についてはあらかじめ山口県に報告するものとし、必要に応じて山口県に協議すること。
- (エ) 許可に当たっては、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができるものとする。

ウ 許可の取消し・効力停止・条件変更

- (ア) 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対して、上記ア及びイの許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。
- a 条例又は条例の規定に基づく処分に違反した者
 - b 許可に付した条件に違反した者
 - c 偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- (イ) (ア)により許可を取り消し、又は効力を停止した場合は、速やかに山口県に報告すること。
- (ウ) 許可の取消し及び効力の停止等、使用者に不利益処分をする場合は、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）の適用に留意すること。

(3) 利用料金に関する業務

ア 利用料金の設定

(ア) 公園施設の利用（条例第3条第1項又は条例第7条第1項の規定による許可）に係る利用料金を、条例別表第一及び別表第二に掲げる基準額に基づき設定すること。

(イ) 利用料金は基準額の0.8倍から1.2倍の範囲内で設定し、あらかじめ山口県知事の承認を得なければならない。

イ 利用料金の收受

(ア) 利用料金（ア（ア）による利用料金及び条例別表第三に規定する利用料金）は、指定管理者の収入として收受する。

(イ) 有料公園施設の使用目的、使用者及び使用日時に応じて利用料金の区分が異なるので、条例の規定に留意し、適切な利用料金を施設使用者から徴収すること。

ウ 利用料金の減免

(ア) 公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があるとき認めるときは、利用料金を減免することができるものとする。

(イ) 減免の基準は、現行の基準を引き継ぐこととする。

(ウ) 新たに減免の基準を設ける場合には、事前に山口県と協議し、承認を得ること。

【現行の減免基準】

内容	減免率
<p>1 公益上特に必要があると認められる者</p> <p>(1) アマチュアスポーツ及び営利又は宣伝を目的としない文化活動に使用する場合であって、</p> <p>ア 市町が主催し、共催し、又は後援する催物</p> <p>イ 市町が構成団体として参画する実行委員会等の団体が行う催物</p> <p>ウ 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）及び障害者に係る団体による使用</p> <p>エ 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）の幼児又は児童による教育上の使用</p> <p>(2) 県が主催し、共催し、又は後援する催物</p> <p>(3) 県が構成団体として参画する実行委員会等の団体が行う催物</p> <p>(4) その他知事が公益上必要があると認めた場合</p>	<p>半額減免</p>

2 その他特別の理由があると認められる場合 (1) 大規模な災害等に際して被災者を収容する場合 (2) その他知事が特別の必要があると認めた場合	免除
--	----

※ 上記以外の現在減免を行っている案件も原則として引き継ぐこと。

※ 現行の減免基準実施に伴う利用料金の減収は、指定管理料の算定に反映されることとなる。

(4) 公園施設の維持管理に関する業務

維持管理に当たっては、利用者が公園施設を快適かつ安全に利用できる状態を常に維持すること。当該業務の内容は次に掲げるとおりとするが、各施設の業務基準の詳細は資料3「公園施設維持管理業務基準書(以下「基準書」という。)及び特記事項に示すとおりとする。

ア 植物管理

公園内の樹木、芝生、草花等の維持管理

- (ア) 常に良好な状態を維持し、植物の特性に合った管理を行うこと。
- (イ) 景観の向上、環境保全、防災機能といった公園内の植物がもたらす効用に留意した管理を行うこと。
- (ウ) 有料公園施設の芝生の管理に当たっては、運動競技、行事、イベント等が適正に実施できる維持管理水準を保つこと。
- (エ) (ア) から (ウ) までの達成のために必要があると認められる場合は、基準書の記載の有無にかかわらず、必要な措置を講ずること。

イ 施設管理

(ア) 建築物、電気設備、機械設備、工作物等の維持管理

a 点検、保守

公園施設の設備等の機能状態や劣化の程度を検査し、適切な保守により機能の維持を図るとともに、機能に異常又は劣化が生じた場合は、速やかに部品交換、修繕等必要な措置を講ずること。また、法令上必要な行政機関への届出、報告等を行うとともに、行政機関が行う報告徴収、立入検査等に対応すること。

b 運転、監視

公園施設の設備等を正常に稼働させること。

c 清掃

- (a) 公園利用者が快適に公園施設を利用するために、施設を清潔な状態に保つとともに、施設保全の観点からも適正な清掃を実施すること。
- (b) 適正な施設管理のために必要があると認められる場合は、基準書の記載の有無にかかわらず、必要な措置を講ずること。

ウ 施設修繕

修繕については、次の基準により実施するものとする。

- (ア)「修繕」とは、公園施設、設備、機材、器具等の劣化又は損傷に対して、機能を初期状態又は実用上支障のない程度にまで回復させることをいう。
- (イ) 安全上又は管理運営上、直ちに修繕が必要な場合は、速やかに対応すること。
- (ウ) 利用者の安全確保、施設の耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止をいう。）に努め、予防保全に係る修繕も実施すること。
- (エ) 修繕の実施に当たり、山口県と指定管理者との役割分担は次のとおりとする。
 - a 指定管理者の管理の瑕疵を原因とする修繕は、指定管理者が実施する。
 - b 1件当たりの所要額が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕は、指定管理者が実施するものとする。
 - c 1件当たりの所要額が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上が見込まれる修繕の取扱いは、次によるものとする。
 - (a) 山口県と指定管理者との協議の上、原則として山口県が予算の範囲内で実施するものとする。
 - (b) (a)の協議は、基本的に指定管理者が作成する修繕見積等により行うものとするが、修繕箇所のとらえ方及び修繕方法に疑義又は不明な若しくは改良すべき点等がある場合は、協議により修繕の範囲又は方法を決定するものとする。
 - (c) 協議の結果、修繕箇所又は修繕方法の変更等により、1件当たりの所要額が100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満となる修繕並びに利用者の安全確保及び施設保全の観点から緊急を要する修繕は、指定管理者が実施するものとする。
 - d b及びcにかかわらず、台風等の自然災害を原因とする大規模な修繕については、山口県が費用を負担することとし、山口県と指定管理者とで協議の上、修繕の実施者を決定する。協議の結果、指定管理者が修繕を実施することとなった場合は、山口県の指示に従うこと。
- (オ) 実施した修繕について、修繕箇所、修繕方法、修繕費用等を記録し、業務報告書等において山口県に報告すること。
- (カ) (イ) 以外の急を要さない修繕については、修繕箇所、想定される修繕方法、想定される修繕費及び優先順位を記録し、山口県が指定する時期に一括して報告すること。
- (キ) (カ) により指定管理者から報告を受けた修繕については、山口県と指定管理者との協議の上、修繕計画を作成するものとする。修繕の実

施に当たっては、(エ)の役割分担による。

(ク) 山口県は、山口県による施設点検の結果必要があると認めたとき又は公園利用者からの要望を受けて山口県が必要と認めたときは、指定管理者に修繕の実施を要請し、又は指示することができるものとする。

(5) 備品管理業務

ア 資料4「山口きらら博記念公園管理備品一覧」に示す備品は、山口県が指定管理者に無償で貸し付けることとする。

イ 指定管理者は、善良な管理者の注意をもって備品を管理すること。なお、備品の使用又は管理により必要となる消耗品の購入、保守点検その他の維持管理については、指定管理者が行うこと。

ウ 備品には、指定管理者の業務用の公用車(3台)及びフォークリフト(2台)も含まれる。これらの維持管理(燃料購入、自動車損害賠償責任保険及び任意保険への加入、定期点検整備、継続検査等)は、すべて指定管理者が行うこと。

エ 公園施設の利用者が使用する備品については、定期的に保守点検を行い、安全な使用に耐え得る状態を常に保つこと。

オ 山口県が定める備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、廃棄等の異動事項について、遅滞なく山口県に報告すること。

カ 新規の備品購入は、原則として山口県が行うこととする。指定管理者は、山口県の提示する購入予算の範囲内で、備品の管理状況又はスポーツ競技の競技ルールの変更等を踏まえた上で、計画的に備品の購入要望を山口県に対して行うこと。

キ 山口県は、カの購入要望に応じて、予算の範囲内で備品を購入するものとする。

ク カにかかわらず、指定管理者が備品を購入した場合(購入前に山口県と協議し承認を得た場合に限る。)は、原則として所有権は指定管理者に帰属するものとする。

(6) 施設賠償責任保険の加入

ア 公園利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険に加入すること。

イ 保険加入に当たっては、山口きらら博記念公園内のすべての公園施設を対象とすること。

ウ 補償内容の基準は次のとおりとし、同水準以上の保険に加入すること。

補償の内容	補償額	
対人賠償	1名につき	1億円
	1事故につき	3億円
対物賠償	1事故につき	200万円

(7) 公共機関、各種団体、地域住民との連絡調整業務

- ア 公園の利用促進及び維持管理に当たっては、公共機関、各種団体及び地域住民との協調を図ること。
- イ 公共機関、各種団体及び地域住民からの依頼及び要請に対しては、誠意をもって対応すること。

(8) 公園施設の設置許可又は管理許可を受けた者との連絡調整業務

- ア 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により公園施設の設置の許可又は公園施設の管理の許可を受けた者との連絡調整等を行うこと。なお、現在許可を受けている者は、資料12「山口きらら博記念公園における設置・管理許可一覧表」のとおりであり、指定管理者との管理区分等の詳細について記載しているため、留意すること。
- イ 連絡調整等に当たっては、相互に協調を図ること。

(9) 山口県（公園設置者）との連絡調整業務

- ア 年間事業報告書その他山口県が求める資料等の提出をすること。
- イ 法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可又は公園施設の管理の許可の申請及び法第6条第1項の規定による都市公園の占用の許可の申請があった場合における山口県からの公園管理に係る意見照会に応じること。
- ウ 指定管理料を請求すること。
- エ 次年度の指定管理料に関する協議をすること。
- オ 山口きらら博記念公園における公園施設改修事業等に係る調整をすること。
- カ その他公園の管理運営に関する連絡調整をすること。

(10) 災害時・緊急時の対応

- ア 災害・事故等の緊急時には、公園利用者の安全確保を図り、関係機関と連携をとりながら迅速かつ的確な対応をすること。併せて、速やかに山口県に状況を報告すること。
- イ 台風・豪雨等の自然災害により公園施設に被害が生じた場合は、速やかに山口県に報告すること。
- ウ 山口きらら博記念公園は、山口県地域防災計画において、臨時ヘリポート及び陸上輸送基地として位置付けられている。このため、大規模災害発生時は、山口県が公園施設を物資の輸送拠点等として使用できるよう、適切な対応を行うこと。

【山口県と指定管理者との役割分担】

業務内容	県等	指定管理者
輸送拠点の運営に必要な資器材の調達	○	
荷卸し、仕分け、検品、配分、積み込み	○	
輸送車両の誘導、車両管理、警備	○	
ボランティアの配置調整	○	
電話、窓口対応（施設予約者への連絡、問い合わせ対応等）		○
自主避難希望者への対応（自主避難者に向けた指定避難所への誘導等）		○

エ 北駐車場は、山口市地域防災計画において、臨時ヘリポートに位置付けられている。このため、山口市からの使用の通報があった場合は、ヘリコプターが離着陸できるよう、適切な対応を行うこと。

オ 緊急時に備えて管理運営体制を整えておくこと。

(11) 自動販売機等の設置

ア 指定管理者は、法第5条第1項の規定による山口県知事の許可を受けて、公園内に自動販売機を設置することができる。なお、自動販売機の所有、設置及び管理、故障発生時の対応、商品の補充等並びに売上代金の回収等の業務を第三者に行わせようとする場合は、事前に委託事業者の選定方法等について県に協議すること。

イ 自動販売機の設置に係る利益については、指定管理者の収入とする。当該利益は、原則として公園施設の管理運営に関する業務に活用し、経費の縮減や事業の充実を図ること。なお、利益を指定管理会計（山口きらら博記念公園指定管理者募集要項第1の5（3）により他の業務に係るものと区分して経理される会計をいう。）に繰り入れる場合は、事業計画書、収支予算書等に反映させること。

ウ なお、広告については、多目的ドームメインエントランス及び水泳プール1階出入口付近に県が掲出用の画架を設置し、広告の公募及び広告料の収受は県が行う。

(12) 管理運営業務のマニュアル化等

円滑な業務の引継ぎ、管理運営業務の平準化のため、次の事項に留意すること。

ア 指定期間中に、管理運営業務のマニュアル化を行うこと。なお、緊急時の対応については、「山口きらら博記念公園危機管理マニュアル」に準じてマニュアル化を行うこと。

イ 指定期間を通じて生じた管理運営方法又は施設及び設備の変更事項を記録に残すこと。

ウ 施設の利用状況及び施設の維持管理に係る作業状況については、必ず記録に残し、整理された状態で保管すること。

6 公園の機能向上に資する取組

ビジョンに掲げる山口きらら博記念公園の交流拠点化に資する設置管理許可を伴う施設整備を1件以上提案することを必須とする。

(設置管理許可の申請者には、応募者と連携して事業を実施する者も含む。)

また、公設民営として県が整備を予定している施設を独立採算を基本として運営する提案や、収益施設と併せて基盤的な施設（園路、休憩施設、トイレ、花壇等）を整備する提案、ビジョンに掲げる施設以外の施設を整備する提案についても高く評価する。

※提案された施設について、審査の結果、採用されない可能性もあるので、留意すること。

a 提案を想定している収益施設の一覧

ゾーニング 区分	公園施設	費用負担		提案 区分
		(●：事業者／△：県)		
		施設整備	運営	
学び・遊び	大型アスレチック施設	●	●	①
	体験学習施設	△	●／△	②
	カフェ・レストラン	●	●	①
スポーツ・ 運動	アーバンスポーツパーク	△	●／△	②
	合宿にも利用できる宿泊施設	●	●	①
	温浴施設	●	●	①
自然・癒し	コテージ、キャンプサイト	●	●	①
	ドッグラン	△	●／△	②
共通	コンビニエンスストア	●	●	①
	園内モビリティ	●	●	①

①民設民営…設置管理許可制度に基づき事業を行う。

②公設民営…県整備施設について、独立採算を基本として管理運営を行う。

b ゾーニングについて

ゾーニング区分に囚われることなく提案することが可能であるが、最終的な実施内容は指定管理者または事業者と県との協議の上決定する。

c 提案事業に係る支出について

提案事業の実施に必要な光熱水費等の支出は、全て指定管理者または事業者の負担とする。

また、公設民営施設における設備・什器・備品については、原則事業者の負担とする。

さらに、設置管理許可制度に基づいて施設整備を行う場合は、設置管理許可に伴う使用料：314.820 円/m²・年(令和6年4月時点、土地の価格の評価替等により定期的に改訂)を、行政財産使用料として県へ納付する必要があるため、留意すること。

なお、事業者から申請があり、施設利用者の利便を図るために設置され、かつ、公園の効用を発揮するために必要と認められる場合には、使用料を75%減免する。

d 設置管理許可制度に伴う建設にあたっての役割分担

建設工事内容	負担区分		備考
	設置管理者	県	
敷地造成工事		○	
施設建築工事	○		
敷地内外構工事	○		駐車場、植樹
敷地内給排水・電気工事	○		
敷地までの給排水・電気引込工事		○	
敷地までの通路工事		○	車両用、歩道
施設誘導看板工事	○		

※この他の工事が生じた場合は、設置管理者と県とで協議の上決定する。

また、公園内に施設の案内看板を設置することも可能であるが、看板の内容は、山口県屋外広告物条例、山口市景観計画及び山口市景観デザインガイドラインの規定に沿う必要があるため、事前に山口市都市計画課と協議すること。

なお、新たな施設の導入に伴う公園の機能向上について、指定期間中も引き続き取り組むこと。

7 管理業務実施にあたっての役割分担

公園施設の管理運営に当たり、山口県と指定管理者との役割分担は、資料5「県と指定管理者の業務分担表」によること。

8 管理運営体制

山口きらら博記念公園の管理運営にあたっての管理運営体制は次のとおりとする。

(1) 総括責任者

公園の管理運営業務全般の責任者として、常勤職員を1名配置すること。

(2) 業務責任者

維持管理関連業務（主として5の（4）及び（5）に関連する業務）及び利用関連業務（主として5の（4）及び（5）を除く業務に関連する業務）の責任者として、常勤職員を次のとおり配置すること。

- ア 維持管理関連業務責任者 2名（正・副）
- イ 利用関連業務（水泳プールに係るものを除く）責任者 2名（正・副）
- ウ 利用関連業務（水泳プールに係るものに限る）責任者 2名（正・副）
- エ 広報（ホームページ、SNS等）責任者 2名（正・副）

(3) 業務担当職員

- ア 維持管理関連業務及び利用関連業務を担当する職員を配置すること。
- イ 業務担当職員は、業務内容に応じて必要な知識及び技能又は資格を有する者を充てること。

(4) 職員配置

公園の管理運営業務の執行に当たっては、適正な維持管理、円滑な利用受付等を行うため、公園施設の使用時間中、公園の管理事務所である多目的ドーム及び水泳プールに、業務内容及び業務量を勘案して適切な数の職員を適材適所に配置すること。

参考までに、現在管理運営を行っている団体の現行の管理運営体制は資料6「管理運営体制」のとおりである。必ずしも従前の体制に拘束されるものではないので、新たな提案を行うこと。

(5) 有資格者の選任及び届出

消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者及び危険物取扱者並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気主任技術者を選任し、関係機関へ届け出ること。

9 協定の締結

(1) 協定の締結

山口県と指定管理者とは、指定管理者の指定の際に、次の事項を基本内容とする協定を締結するものとする。

- ア 業務の範囲及び実施条件に関する事項
- イ 業務の実施に関する基本的事項
- ウ 指定期間に関する事項
- エ 備品等の取扱い
- オ 事業計画書及び年間事業報告書等の提出と確認に関する事項
- カ 業務実施状況の確認に関する事項
- キ 指定管理料の支払に関する事項
- ク 利用料金に関する事項

- ケ 減免の取扱いに関する事項
- コ リスクの管理・責任分担に関する事項
- サ 損害賠償及び不可抗力時の費用負担等に関する事項
- シ 指定管理期間が満了した場合の業務の引継ぎ等に関する事項
- ス 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- セ その他知事が必要と認める事項

(2) 年度別協定の締結

指定管理者の指定の後、指定期間内における毎事業年度当初に、次の事項を基本内容とする年度別協定を締結するものとする。

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度の指定管理料に関する事項
- ウ 事業報告に関する事項
- エ その他知事が必要と認める事項

10 事業計画書等の提出

指定管理者は、毎事業年度、次に掲げる書類を作成し、山口県に提出するものとする。なお、具体的な内容については、協定において定めることとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

11 事業の評価

(1) 年間事業報告書等

指定管理者は、次の事項を記載した年間事業報告書等を作成し、山口県に提出することとする。なお、具体的な様式等については、協定において定めることとする。

- ア 月次業務報告書
 - (ア) 利用実績
- イ 四半期次業務報告書
 - (ア) 利用実績
 - (イ) 管理に係る業務の実施状況
 - (ウ) 自主事業の実施状況
 - (エ) 修繕を要する箇所の報告
 - (オ) 利用状況の分析
- ウ 年間事業報告書
 - (ア) 利用実績
 - (イ) 管理に係る業務の実施状況
 - (ウ) 自主事業の実施状況
 - (エ) 修繕を要する箇所の報告

(オ) 収支決算書

(カ) 自己評価

(2) 評価

山口県は、(1)の年間事業報告書等に基づき、当該年度の管理状況に関する評価を行う。事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、山口県は是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあるものとする。

12 指定管理者の利益に関する取扱い

(1) 経営努力により生じた利益

事業報告書において、収支決算に係る損益計算の結果、利益が生じた場合、指定管理者の経営努力により生じた利益は、指定管理者の利益とする。

ただし、当該利益の認定に当たっては、指定管理者自らがその根拠を示すものとする。

(2) 経営努力により生じた利益としない利益

指定管理者が本来行う業務を行わなかったために管理運営経費が減少し、その結果生じたと認められる利益は、指定管理料の減額により還元するものとする。

(3) 過大な利益

ア 指定管理者の経営努力により生じた利益と認定された場合であっても、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担に照らして過大であると認められる場合は、過大な利益について、還元するものとする。還元の方法については、山口県と協議の上、決定するものとする。

イ 過大な利益の額は、次の算式によって得られる額を目安とする。

(算式)

$$\text{過大な利益の額（0円未満の場合は0円）} = A - B \times 0.2$$

(係数の定義)

A：指定管理者の経営努力により生じた利益の総額

B：利用料金の収入総額（光熱水費等、実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除く。利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額による。）

13 その他留意事項

(1) 再委託の禁止

業務を一括して第三者に委託することは禁止する。業務の一部を第三者に委託する場合は、山口県の承認を得ること。

(2) 法令の遵守

公園施設の管理運営業務の実施に当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ア 都市公園法、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- ウ 山口県立都市公園条例、山口県立都市公園条例施行規則（昭和48年山口県規則第27号）
- エ 個人情報の保護に関する法律（平成15年山口県条例第57号）、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）
- オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他職員の労働条件に関する法規
- カ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電気事業法その他施設の維持又は設備の保守に関する法規
- キ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ク 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）
- ケ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- コ その他公園施設の管理運営に関連する法規

(3) 報告・調査・指示への対応

山口県は、定期的に、又は必要に応じて、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をする。

(4) 指定の取消し等

山口県は、指定管理者が山口県の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

(5) 個人情報の取扱い

次の点に留意すること。なお、具体的な事項については、協定において定めることとする。

- ア 公園施設の管理業務のため必要な範囲内において、適法かつ適正な方法により個人情報を取り扱うこと。
- イ 業務の目的以外の目的のための利用及び第三者への提供は禁止する。
- ウ 個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理

のために必要な措置を講ずること。

エ 業務に従事している者及び従事していた者に対して、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知徹底させること。

(6) 情報公開

次の点に留意すること。具体的な取扱いについては、協定において定めることとする。

ア 山口県情報公開条例の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する公園施設の管理の業務に係る情報の公開に関する規程を定めること。

イ アにより定めた規程に基づき、指定管理者の保有する情報を公開するよう努めること。

(7) ネーミングライツ

県が第三者と命名権に関する契約を締結し、公園施設に愛称が付与された場合は、指定管理者の負担により施設ホームページ等の表示変更を行い、公園利用者への愛称の周知に協力すること。

(8) 協定及び業務仕様書に定めのない事項の取扱い

協定及び業務仕様書に定めのない事項が発生した場合は、山口県と指定管理者とは誠意をもって協議することとする。

(9) その他

現行の実績を資料7「山口きらら博記念公園利用実績」及び資料8「山口きらら博記念公園管理実績」に示すので、事業計画書等の作成に当たり参考とすること。